

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、平成 27 年度から実施された保険者への財政支援の拡充 1,700 億円とあわせ、平成 29 年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費 1,700 億円の投入を確実に継続して実施すること。

(2) 医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(3) 新たな制度の詳細について、国保基盤強化協議会等において引き続き十分協議し、都道府県の意見を反映すること。

特に、都道府県と市町村の役割分担、国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法、将来の保険料（税）の在り方、市町村の事務の効率化等については、都道府県の意見を十分尊重すること。

(4) 新たな制度の施行に際しては、被保険者の保険料（税）負担が急激に増えることのないよう必要な措置を講じること。

(5) 新たな制度の施行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、国による周知、施行に向けた詳細な工程の提示、早期の政令改正、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

(6) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、制度が円滑に運用できるよう、十分な準備期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。
- (2) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体を実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものである。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることが、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を直ちに廃止すること。
- (3) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること。
- (4) 高額なレセプト等の発生により国保保険者が予期し得ない医療費の増加が生じていることや、今後も医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が見込まれることから、特別な財政支援を講じること。
- (5) 療養給付費負担金について、交付額が減少することのないよう、算定方法を見直すこと。
- (6) 保険財政共同安定化事業について、拠出超過に転じる保険者に対し適切な財政措置を講じること。
- (7) 前期高齢者財政調整制度による被用者保険等からの交付金について、交付額精算が2年後とされている制度を見直し、各年度の医療費負担額に見合う額との乖離を解消すること。
- (8) 退職者医療制度の終了に伴って生じる国保保険者の財政負担について、支援策を講じること。
- (9) 特定世帯及び特定継続世帯に係る保険料（税）の軽減について、国において財政措置を講じること。
- (10) 制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等の都市自治体の負担増に配慮し、必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。
- (11) 特定健康診査・特定保健指導について
 - ① 国保に義務付けられている特定健康診査・特定保健指導については、地域の

実態を踏まえ適切に実施できるよう、事業所や医療機関と保険者との連携の促進、保健師の確保やシステムの整備等に係る財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

また、事業主健診の結果を保険者へ送付する仕組み等を構築すること。

- ② 特定健康診査・特定保健指導の受診率向上のため、医療機関等に積極的に情報提供を行うとともに、都市自治体が独自に実施している取組みについて財政支援措置を講じること。

また、特定健康診査・特定保健指導における自己負担額に係る医療費控除の対象を拡充すること。

- ③ 特定健康診査・特定保健指導の充実を図るため、検査項目や基準単価について、実態に即した見直しを行うこと。
- ④ 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者支援金の加算・減算措置を速やかに撤廃すること。

- (12) 生活習慣病重症化予防の取組みに対し、十分な財政措置を講じること。

- (13) 医療費適正化のため、医療機関等へのジェネリック医薬品の安全性や有効性の周知・啓発を行うなど、実効ある対策を推進すること。

また、ジェネリック医薬品の使用に係る費用については、特例として 10 万円以下であっても全額を医療費控除の対象とすること。

さらに、ジェネリック医薬品の使用促進を図り、数量シェア目標値の達成に向けて必要な措置を講じること。

- (14) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務など実効ある保険料（税）徴収対策を講じること。

- (15) 精神・結核の保険優先化等に伴う国保財政の負担増について、必要な財政措置を講じること。

- (16) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

- (17) 保険料（税）の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (2) 保険料軽減措置の見直しに当たっては、被保険者の負担感に十分配慮すること。

- また、被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間の設定や速やかな情報提供を行うとともに、システム整備に対する十分な財政措置を講じること。
- (3) 広域連合内での住所異動等、住所地特例制度の対象とならない場合について、市町村間の財政負担の不均衡が生じないように財政調整の仕組みを構築すること。
 - (4) 特別徴収の対象とならない被保険者について、被保険者の希望に応じて特別徴収を可能とすること。
 - (5) 健康診査の充実を図るため、検査項目や基準単価について、実態に即した見直しを行うこと。
 - (6) 保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

4. 東日本大震災関係について

- (1) 被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。
- (3) 今後も東日本大震災等の影響による医療費の増加が想定されることから、特定被災区域の保険者における医療給付費の負担増に対する財政支援を継続すること。